

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
当日は、その翌日)

### ◇ 告 示

#### 目 次

- ゴルフ場に類する施設の娯楽施設利用税の税率に係る等級の決定
- 保険医の登録
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
- 争議行為の実施
- 土地改良事業計画の変更の認可 (三件)
- 土地改良事業の認可 (十四件)
- 旧慣使用林野整備計画の認可
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定
- 解除予定の保安林
- 小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業に係る許可の申請期間
- 基本測量の終了
- 土地区画整理事業の規約等の変更の認可
- 理容師試験等の実施
- 技能検定の合格者

### ◇ 公 告

### 鳥取県告示第二百八十九号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第七十九条第六項の規定に基づき、ゴルフ場に類する施設の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級を次のように定め、昭和五十六年四月一日から施行し、昭和五十一年三月鳥取県告示第七十号(娯楽施設利用税の税率に係る等級の決定等について)は、昭和五十六年三月三十一日限り廃止する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 ゴルフ場に類する施設の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級(以下「等級」という。)は、ゴルフ場に類する施設の利用料金及びホール数に応じ、次の表のとおりとする。

等級	利用料金	ホール数
一級	一、五〇〇円以上	六ホール以上
二級	一、〇〇〇円以上 五〇〇円未満	
三級	一、〇〇〇円未満	

### 告 示

備考

「利用料金」とは、次の(一)及び(二)に掲げる金額のうちいずれか高い金額をいう。

(一) 当該ゴルフ場に類する施設の会員以外の者（以下「非会員」という。）が平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）以外の日をいう。）に当該施設を利用する場合において支払うべきグリーンフィーの額にグリーンフィー以外に当該施設の利用の対価又は負担として通常支払うべき料金がある場合において、その額がグリーンフィーの額の二十パーセントを超えるときは、その額をグリーンフィーの額の二十パーセントを超えるときは、その超える額を加算した金額

(二) 当該ゴルフ場に類する施設の非会員が休日等に当該施設を利用する場合において支払うべきグリーンフィーの額にグリーンフィー以外に当該施設の利用の対価又は負担として通常支払うべき料金がある場合において、その額がグリーンフィーの額の二十パーセントを超えるときは、その超える額を加算した額の七十パーセントに相当する金額  
二 ゴルフ場に類する施設で利用料金の定めのないものの利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級は、前号の規定にかかわらず、三級とする。

鳥取県告示第二百九十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
竹林 正孝	鳥 医 第二、五九二号	昭和五十六年三月九日

鳥取県告示第二百九十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
高橋歯科医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三七〇一	昭和五十六年二月二十七日

鳥取県告示第二百九十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
高橋歯科医院	西伯郡西伯町大字法勝寺 三七〇一	全 国	昭和五十六年二月二十七日

鳥取県告示第二百九十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
竹林 正孝	鳥 国 医第二、五九二号	昭和五十六年三月九日

鳥取県告示第二百九十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取県医療生協労働組合中央執行委員長竹内政人から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事 件

1 賃金引上げに関する件

2 その他諸手当、労働条件の改善に関する件

二 日 時

昭和五十六年三月三十一日午前零時からこの事件の解決に至るときまで

で

三 場 所

鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院

気高郡鹿野町今市二四二 鹿野温泉病院

鳥取市西品治八二九ノ二一 鳥取生協病院附属大森診療所

鳥取市末広温泉町二二 生協薬局

## 四 形態

全体的に又は部分的に、医療行為の停止を行う。

## 鳥取県告示第二百九十五号

東鴨土地改良区から申請のあつた土地改良（広瀬地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十三日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第二百九十六号

米子市成実土地改良区から申請のあつた土地改良（成実地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十三日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第二百九十七号

勝田川土地改良区から申請のあつた土地改良（勝田川地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第二百九十八号

江府町から申請のあつた町営土地改良（貝田地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第二百九十九号

江府町から申請のあつた町営土地改良（俣野（主坂）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月

二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第三百号**

大栄町から申請のあつた町営土地改良(岩坪地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第三百一号**

中山町から申請のあつた町営土地改良(塩津地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第三百二号**

米子市から申請のあつた市営土地改良(箕地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第三百三号**

米子市から申請のあつた市営土地改良(河崎地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第三百四号**

米子市から申請のあつた市営土地改良(旗ヶ崎地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百五号

福部村から申請のあつた村営土地改良(福部地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(小路地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七号

境港市から申請のあつた市営土地改良(外江町芝地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百八号

境港市から申請のあつた市営土地改良(余子地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百九号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(日吉津地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百十号

江府町から申請のあつた町営土地改良(西成地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百十一号

福部村から申請のあつた村営土地改良(海士地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十四日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百十二号

三朝町長から申請のあつた加谷地区旧慣用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月二十三日認可したので、同法第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第三百十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第三項の規定に基づき、久松山鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八号)第二十一条において準用する同規則第二十条の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	久松山鳥獣保護区特別保護地区
区 域	鳥取市東町二丁目一〇四番地及び同市上町国有林鳥取事業区四林班い小班の区域
存 続 期 間	昭和五十六年三月三十一日から昭和六十五年十月三十一日まで
面 積	五十五ヘクタール

鳥取県告示第三百十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字西宇塚字滝ノ谷七五一の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百十五号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九条第二項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業（えびけた網漁業）に係る許可の申請期間を昭和五十六年四月一日から同月十五日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量（確定測量基準点測量）
- 二 作業地域 青谷町、鹿野町、岩美町、福部村、国府町、郡家町、八東



町、若桜町、船岡町、智頭町、用瀬町、鳥取市及び倉吉市  
三 終了年月日 昭和五十六年三月十日

鳥取県告示第三百十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第十条第一項の規定に  
基づき、美津土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、  
同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり  
告示する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所並びに氏名又は名称及び代表者の氏名

鳥取市行徳は一〇三番地 鳥取市農協開発株式会社

代表取締役 加藤 重蔵

鳥取市三津一〇七二番地一九二 會 見 範 子

気高郡鹿野町大字鹿野二四〇七番地 有限会社気高木工製作所

代表取締役 岩 竹 晴 美

鳥取市湖山町三六六二番地 片 山 靖

鳥取市湖山町三〇七七番地 佐 治 保 彦

鳥取市材木町三三三番地 進 木 喜 一 郎

鳥取市三津二番地 田 中 重 則

鳥取市三津三四二番地 田 中 武 雄

鳥取市三津二一番地 田 中 温 恵

鳥取市扇町五番地 徳 安 儀 親

鳥取市伏野一二四番地一 徳 安 高 志

鳥取市南町四三五番地 徳 山 節 子

鳥取市西品治七二二番地 中 尾 富 夫

八頭郡智頭町大字智頭六三八番地六 中 西 健 吉

鳥取市扇町一二一番地三 永 田 耕 一

鳥取市立川町二丁目三二五番地 株式会社日光ストア

代表取締役 藤 田 正 行

鳥取市三津一〇七二番地 橋 尾 栄 治

鳥取市岩吉二五〇番地 森 本 正 憲

鳥取市大杖六四七番地二 山 本 忠 義

鳥取市松並町二丁目二六〇番地一六 石 井 秀 樹

鳥取市吉成四五七番地 吉 田 つる子

鳥取市三津二二番地 麻 木 源 大 郎

鳥取市三津二一番地 田 中 至 明

二 事務所の所在地

鳥取市行徳は一〇三番地

鳥取市農協開発株式会社

三 事業施行期間

第一工区

昭和五十三年三月三十一日から昭和五十五年三月三十一日まで

第二工区

変更前	昭和五十三年三月三十一日から昭和五十六年三月三十一日まで
変更後	昭和五十三年三月三十一日から昭和五十七年三月三十一日まで

四 施行地区

第一工区

鳥取市三津字東澤一及び字東澤二の各一部並びに同市美萩野一丁目及び美萩野二丁目の各一部。

第二工区

変更前	鳥取市三津字鳥打場ノ一、字鳥打場ノ二、字西傍示ノ巷、字西傍示ノ式、字東澤一及び字東澤二の各一部並びに同市美萩野三丁目の一部
変更後	鳥取市三津字鳥打場ノ二及び字西傍示ノ巷の各全部並びに字東澤一、字東澤二及び字鳥打場ノ一の各一部並びに同市美萩野三丁目の一部

五 施行認可の年月日

昭和五十三年三月二十九日

六 事業年度

第一工区

昭和五十二年度から昭和五十四年度まで

第二工区

変更前	昭和五十二年度から昭和五十五年度まで
変更後	昭和五十二年度から昭和五十六年度まで

七 公告の方法

鳥取市行徳は一〇三番地

鳥取市農協開発株式会社前掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十六年三月二十四日

公 告

理容師法（昭和22年法律第284号）第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和56年 3月27日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和56年 5月7日（木）午前10時

場所 倉吉市巖城279番地 鳥取県中部総合事務所講堂

(2) 実地試験

日時 昭和56年6月1日(月)午前9時

場所 鳥取市南吉方一丁目71番地3 鳥取県理容美容高等学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を経たもの

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に規定する者、美容師試験にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第49号)附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

(2) 昭和54年又は昭和55年に鳥取県知事が行つた理容師試験又は美容師試験の学科試験に合格した者については、理容師法施行令(昭和28年

政令第282号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により、学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則(昭和23年厚生省令第41号)第19条又は美容師法施行規則第19条に規定する科目及び事項について行う。

5 出願の方法

(1) 願書の提出期間

昭和56年4月6日(月)から同月20日(月)まで(郵送のものについては、昭和56年4月20日(月)までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 〒680 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部衛生課

(3) 提出書類

ア 受験願書(所定の様式によること。)

イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行つた場所及び期間を記載すること。)

ウ 養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

エ 実地習練を行つたことを証する書面

オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

カ 写真(出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身像のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

(4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書

類に代えて、知事の発行した理(美)容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

6 試験手数料及びその約付方法等

(1) 試験手数料 5,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けすること。この場合、消印しないこと。(県外居住者であつて鳥取県収入証紙を購入できないものは、試験手数料相当額を現金書留で送付すること。)

(3) 納付した手数料は、返還しない。

7 試験場に持参するもの

(1) 学科試験

受験通知書、筆記用具及び昼食

(2) 実地試験

ア 受験通知書、上ばき及び昼食

イ 理容師試験を受ける者

ウ 白衣

エ 1) 調髪、顔そりに必要な器具及び材料

オ 応急薬品

カ 美容師試験を受ける者

ク 白衣

ケ 1) 調髪、コールドパーマメントウエーブ等に必要な器具及び材料

コ 応急薬品

サ モデルウイッグ(頭毛が純毛で自然色のものであり、毛髪の長

さが、前、側、頭頂部は、それぞれ20cm以上、後頭部は、10cm以上あるものを携行すること。)

8 理容師実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとする。

9 その他

(1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は(〒680)鳥取市東町一丁目220番地鳥取県衛生環境部衛生課に照会すること。

(3) 文書によつて照会する場合は、60円切手をはつた返信用封筒を同封すること。

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定により実施した昭和55年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

昭和56年3月27日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

〔一般技能検定合格者〕

時計修理

上治 忠司

農業機械整備

松原 昭仁 川本鉄太郎 長岡 利 田子 良雄





## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,200円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

# 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭 和 年 月 日 から 昭 和 年 月 日 まで、鳥 取 県 公 報 を 部 購

読 した い の で、購 読 料 金 円 を 添 え て 申 し 込 み ます。

昭 和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、  
及び代表者名 団体名)

鳥 取 県 知 事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】

